［削る］	（回避可能費用の算定方法の検討） **第十四条**　令和三年四月一日以降の回避可能費用の算定方法については、令和二年度までに、卸電力取引市場（電気事業法第九十八条第一号に規定する卸電力取引市場をいう。）における売買取引の価格の動向等を踏まえ、検討するものとする。
［削る］	（みなし電気事業者の納付金に関する経過措置） **第十五条**　みなし電気事業者における第二十七条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「再生可能エネルギー電気の量」とあるのは、「再生可能エネルギー電気の量及び回避可能費用単価の算定に必要な事項」とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（電気事業法等の一部改正に伴う施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九条及び第十条を削る。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第三条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（平成二十九年経済産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「出力の抑制（蓄電池の充電等の当該抑制と同等の措置を含む。以下このイ及びロから二までにおいて同じ。）」を「出力の抑制（蓄電池の充電等の当該抑制と同等の措置を含む。以下このイ及びロから二までにおいて同じ。）」に改め、「「太陽光発電設備に係る損害にあっては、当該抑制を受けた時間が年間三百六十時間」とあるのは「年間三十日」と、「損害に限り、風力発電設備に係る損害にあっては、当該抑制を受けた時間（当該風力発電設備の定格出力に対する出力の抑制の指示を受けた後の出力の割合に、当該抑制を受けた時間を乗じて得た時間を控除した時間とする。）が年間七百二十時間を超えない範囲内で行われる抑制により生じた損害（年間三十日を超えない範囲内で行われる抑制により生じた損害に限る。）と」を加える。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和二年経済産業省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第二号中「同法第四条第一項第七号若しくは同法第五条第一項第六号」を「同法第四条第一項第八号若しくは同法第五条第一項第七号」に改める。

附則第二条第二項中「同法による改正前の」を「同法による改正後の」に改める。

附則第二条第三項中「当該手続の結果の公表までの間に行うもの」を「当該手続の結果の公表までの間に行う手続」に改め、「その他の行為」を削る。

附則第三条中「平成三十年三月三十一日までに現行法第九条第三項の認定を受けたもの（平成二十八年三月三十一日以前に認定を受けたものは、平成三十年三月三十一日までに接続契約が締結された場合に限る。）」を「平成三十年三月三十一日までに現行法第九条第三項の認定を受けたもの又はみなし認定事業者（この省令の施行の際現に、前条第三項の手続を行っている場合を除く。）」に改める。

附　則

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2　令和三年三月三十一日までに、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社又は関西電力送配電株式会社に対して、認定事業者（太陽光発電設備であってその出力が五十キロワット未満のものを用いる者に限る。）が行った接続に係る契約の申込み（特定契約申込者の認定設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約の申込みをいう。以下同じ。）及び東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社又は沖縄電力株式会社に対して、認定事業者（風力発電設備であってその出力が二十キロワット未満のものを用いる者に限る。）が行った接続に係る契約の申込みについては、この省令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第十四条第一項第八号イ及びチの規定は、適用しない。

3　令和三年三月三十一日までに行った接続に係る契約の申込みであって、この省令による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第十四条第一項第八号イに掲げる事項を、接続に係る契約の内容としている場合は、新規則第十四条第一項第八号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

○経済産業省令第三十三号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項、第十六条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項及び第八十三条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。